

川崎市上下水道局業務委託総合評価審査委員会設置要綱

(平成30年12月13日30川上経管第1647号)

(設置)

第1条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、上下水道局（以下「局」という。）において発注する業務委託（管理者が別に定めるものを除く。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を実施するに当たり、落札者決定基準等について適正な審査を行うため、川崎市上下水道局業務委託総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 総合評価一般競争入札によることの適否に関すること。
- (2) 落札者決定基準の設定に関すること。
- (3) 価格以外の評価に関すること。
- (4) 入札参加者からの疑義の照会に関すること。
- (5) その他必要と認めること。

(委員会の構成等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下これらを「各委員」という。）をもって構成する。

2 委員長は、総務部担当部長（財務担当）（財務課及び管財課において、総合評価一般競争入札に付する業務委託（以下「委託」という。）を発注する場合にあっては、総務部長）をもって充てる。

3 副委員長は、委託を発注する部、部に相当する室、所及びセンターの長（担当部長を含む。）をもって充てる。

4 委員は、財務課の出納・財源担当の担当課長及び関係する課（これに相当する組織を含む。）の長（担当課長を含む。）のうちから管理者が指名する者をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（委員会の開催）

第4条 委員会の会議は、必要があると認めるときに委員長が招集する。

2 委員会は、出席すべき委員（副委員長を含む。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員（副委員長を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 緊急を要する等の場合は、各委員への持回りによる審査により、前項に規定する議決に代えることができる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（秘密を守る義務）

第5条 各委員は、事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員会の庶務）

第6条 委員会の庶務は、財務課及び委託を発注する課において行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委

員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月13日から施行する。

附 則（令和3年3月30日2川上経管第2845号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月11日6川上総管財第2208号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月11日7川上総財第2443号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。